

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年10月28日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド
(Nikko World Trust - Bridgewater Macro Strategy Fund)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 () 当初申込期間(2022年3月3日から2022年3月25日まで)
米ドル建クラス受益証券
10億米ドル(約1,138億円)を上限とする。
円建(ヘッジなし)クラス受益証券
1,000億円を上限とする。
円建(ヘッジあり)クラス受益証券
1,000億円を上限とする。
() 継続申込期間(2022年3月28日から2023年7月31日まで)
米ドル建クラス受益証券
50億米ドル(約5,689億円)を上限とする。
円建(ヘッジなし)クラス受益証券
5,000億円を上限とする。
円建(ヘッジあり)クラス受益証券
5,000億円を上限とする。
(注)米ドルの円換算は、便宜上、2021年11月30日における株式会社三菱UFJ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.77円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2022年2月15日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、2022年10月29日以降の申込みに適用される最低申込口数および申込手数料の変更ならびに後者に伴い更新されたファンドの設立地における英文目論見書の変更に関する記載を訂正するため、さらに、原届出書に記載の表現等を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(2) 投資資産		(2) 運用実績	更新
	(3) 運用実績	2 販売及び買戻しの実績		更新
	(4) 販売及び買戻しの実績			
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理する日興ワールド・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであるブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド（以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2022年8月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率（注１） (%)
ミディアム・ターム・ノート	ケイマン諸島	137,480,424.52	99.94
現金その他の資産（負債控除後）		81,460.34	0.06
合計 (純資産価額)		137,561,884.86 (約19,070百万円)	100.00

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

（注２） アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算は、便宜上、2022年8月31日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝138.63円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注３） ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンドの各受益証券は米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

（注４） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

（2022年8月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率 (%)	償還日	額面金額	取得価格 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	LUMINIS II 2022-03 CLASS B 20JAN32	ケイマン諸島	ミディアム・ターム・ノート	0.00	2032/1/20	13,478,000,000円	99,404,822.15	102,656,721.37	74.63
2	LUMINIS II 2022-03 CLASS A 20JAN32	ケイマン諸島	ミディアム・ターム・ノート	0.00	2032/1/20	20,280,000.00米ドル	20,011,046.27	18,961,800.00	13.78
3	LUMINIS II 2022-03 CLASS C 20JAN32	ケイマン諸島	ミディアム・ターム・ノート	0.00	2032/1/20	2,375,000,000円	16,870,736.17	15,861,903.15	11.53

（ ）投資不動産物件

該当事項なし（2022年8月末日現在）。

（ ）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2022年8月末日現在）。

(2) 運用実績

純資産の推移

2022年3月28日（運用開始日）から2022年8月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	受益証券	基準通貨	円
2022年3月末日	60,218,302.67	8,348,063,299	米ドル建クラス	100.04米ドル	13,869円
			円建（ヘッジなし）クラス	9,891円	-
			円建（ヘッジあり）クラス	9,998円	-
4月末日	96,560,226.86	13,386,144,250	米ドル建クラス	99.42米ドル	13,783円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,593円	-
			円建（ヘッジあり）クラス	9,922円	-
5月末日	122,903,173.40	17,038,066,928	米ドル建クラス	98.37米ドル	13,637円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,292円	-
			円建（ヘッジあり）クラス	9,805円	-
6月末日	132,770,719.43	18,406,004,835	米ドル建クラス	96.32米ドル	13,353円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,708円	-
			円建（ヘッジあり）クラス	9,601円	-
7月末日	137,202,128.43	19,020,331,064	米ドル建クラス	95.26米ドル	13,206円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,345円	-
			円建（ヘッジあり）クラス	9,464円	-
8月末日	137,561,884.86	19,070,204,098	米ドル建クラス	93.10米ドル	12,906円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,482円	-
			円建（ヘッジあり）クラス	9,217円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

米ドル建クラス受益証券

(2022年3月28日(運用開始日)～2022年8月末日)



円建(ヘッジなし)クラス受益証券

(2022年3月28日(運用開始日)～2022年8月末日)



円建(ヘッジあり)クラス受益証券

(2022年3月28日(運用開始日)～2022年8月末日)



（注）上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

2022年3月28日（運用開始日）から2022年8月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

受益証券	収益率 ^(注)
米ドル建クラス受益証券	- 6.90%
円建（ヘッジなし）クラス受益証券	4.82%
円建（ヘッジあり）クラス受益証券	- 7.83%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

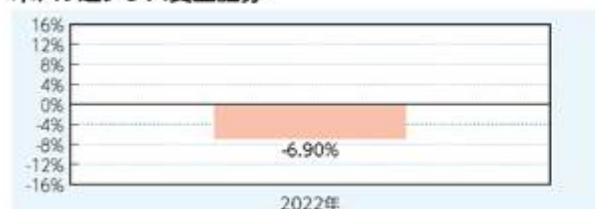
a = 2022年8月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当初発行価格（米ドル建クラス受益証券：100米ドル、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券：10,000円）

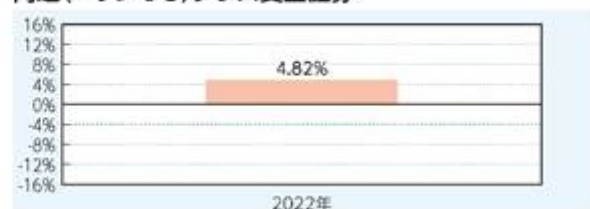
< 参考情報 >

収益率の推移

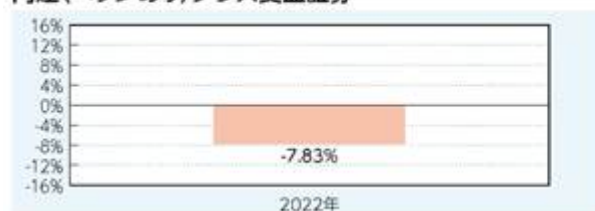
米ドル建クラス受益証券



円建(ヘッジなし)クラス受益証券



円建(ヘッジあり)クラス受益証券



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末現在の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2022年については2022年8月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、2022年については当初発行価格（米ドル建クラス受益証券：100米ドル、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券：10,000円））

（注2）2022年は2022年3月28日（運用開始日）から同年8月末日までの収益率を表示している。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2022年8月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル建クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2022年3月28日	204,368.000	350.000	204,018.000
～2022年8月末日	(204,368.000)	(350.000)	(204,018.000)

（注1）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

（注2）販売口数は、当初申込期間に販売された口数を含む。以下同じ。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2022年3月28日	1,392,164.000	34,300.000	1,357,864.000
～2022年8月末日	(1,392,164.000)	(34,300.000)	(1,357,864.000)

円建（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2022年3月28日	238,835.000	0.000	238,835.000
～2022年8月末日	(238,835.000)	(0.000)	(238,835.000)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの中間財務書類は、「中間財務書類の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの中間財務書類は、日本円および米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2022年8月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝138.63円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド

純資産計算書

2022年7月31日現在

（米ドルで表示）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産価額 （取得原価：136,385,609.62米ドル）	1.2	137,047,527.86	18,998,899
銀行預金		166,600.04	23,096
設立費（純額）	1.3	153,537.24	21,285
資産合計		137,367,665.15	19,043,279
負債			
販売報酬	8	45,149.17	6,259
未払設立費	1.3	27,394.57	3,798
未払投資運用報酬	5	18,176.29	2,520
未払印刷および公告費		14,568.88	2,020
未払サービス支援報酬	7	13,547.43	1,878
未払弁護士報酬		10,981.63	1,522
未払代行協会員報酬	9	11,284.22	1,564
未払専門家費用		8,550.80	1,185
未払管理事務代行報酬	4	6,774.16	939
未払保管報酬	6	4,511.51	625
未払管理報酬	3	3,386.51	469
未払受託報酬	2	1,211.55	168
負債合計		165,536.72	22,948
純資産		137,202,128.43	19,020,331

純資産			
米ドル建クラス受益証券	米ドル	18,895,908.85	2,619,539,844円
円建（ヘッジなし）クラス受益証券	日本円		13,560,316,125円
円建（ヘッジあり）クラス受益証券	日本円		2,147,792,180円
発行済受益証券口数			
米ドル建クラス受益証券			198,368.000
円建（ヘッジなし）クラス受益証券			1,310,804.000
円建（ヘッジあり）クラス受益証券			226,935.000
1口当たり純資産価格			
米ドル建クラス受益証券	米ドル	95.26	13,206円
円建（ヘッジなし）クラス受益証券	日本円		10,345円
円建（ヘッジあり）クラス受益証券	日本円		9,464円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド

統計情報

期末現在発行済受益証券口数	米ドル建 クラス受益証券	円建（ヘッジなし） クラス受益証券	円建（ヘッジあり） クラス受益証券
受益証券発行	198,368.000	1,335,104.000	226,935.000
受益証券買戻し	-	(24,300.000)	-
2022年7月31日	198,368.000	1,310,804.000	226,935.000

期末現在純資産	米ドル建 クラス受益証券	円建（ヘッジなし） クラス受益証券	円建（ヘッジあり） クラス受益証券
2022年7月31日	18,895,908.85米ドル (2,619,539,844円)	13,560,316,125円	2,147,792,180円

期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	米ドル建 クラス受益証券	円建（ヘッジなし） クラス受益証券	円建（ヘッジあり） クラス受益証券
2022年7月31日	95.26米ドル (13,206円)	10,345円	9,464円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド

財務書類に対する注記

(2022年7月31日現在)

注1. 重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価格（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日の純資産価格）で評価する。ただし、一部の投資先ファンドについては、当該投資先ファンドの公式な純資産価額の算出および／または公表の時期または頻度が、ファンドの純資産価額を算出にあたって当該公式な純資産価額を用いることを現実的でなくしている場合等、管理会社が適切と判断した場合には、公式な純資産価額に代えて、推定純資産価額を用いてファンドの純資産価額を算出することがある。
- b) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- c) ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- d) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- e) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
- f) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

g) 上記の評価方法は、資産の市場価格を反映するために望ましいと考えられる場合、またその限りにおいて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により修正することができる。

h) 未実現評価損益の純変動額は、当期における投資有価証券の時価の変動および当期に実現した前期の投資有価証券に係る未実現評価損益の戻入れにより構成される。

i) 投資有価証券の処分に係る実現純損益は、平均原価法を用いて算出される。

1.3 - 設立費

設立費は、受託会社が他の方法が適用されるものと決定しない限り、ファンドの当初5会計年度以内に償却される。

1.4 - 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨に係る取引は、取引日の為替レートにより米ドルに換算されている。

注2．受託報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.01%の割合の受託報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

受託会社は、ファンドから、ファンドに関連して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

注3．管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.03%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドから、ファンドに関連して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

注4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.06%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は12,500ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注5．投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.05%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は55,000米ドル（ただし、1年目は30,000米ドルに割引される。）とする。また、投資運用会社は、一回限りの設立報酬をファンドの資産から受領する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注6．保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.04%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は3,000ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注7．サービス支援報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.12%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サービス支援会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注 8 . 販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.40%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注 9 . 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.10%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注10 . 税金

10.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

10.2 - その他の国々

トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11．為替レート

2022年7月31日現在使用されている米ドルに対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	132.7750

注12．受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行し、買付することができる。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

注13．関係会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社およびサービス支援会社は、ファンドの関係法人とみなされる。

注14．後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後の重要な事象はなかった。

（２）投資有価証券明細表等

日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド

投資有価証券明細表

2022年 7 月31日現在

（米ドルで表示）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産価額	比率*
ミディアム・ターム・ノート			米ドル	米ドル	%
19,730,000.00	LUMINIS II 2022-03 CLASS A 20JAN32	米ドル	19,496,552.00	18,867,799.00	13.75
13,021,000,000.00	LUMINIS II 2022-03 CLASS B 20JAN32	日本円	100,174,674.64	102,098,761.82	74.41
2,248,000,000.00	LUMINIS II 2022-03 CLASS C 20JAN32	日本円	16,714,382.98	16,080,967.04	11.73
ミディアム・ターム・ノート合計			136,385,609.62	137,047,527.86	99.89
投資有価証券合計			136,385,609.62	137,047,527.86	99.89

投資有価証券の分類

2022年 7 月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率（％）*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	99.89
投資有価証券合計		99.89

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は、2022年8月末日現在、5,446,220ユーロ（約7億5,719万円）で、全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,781円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2022年8月31日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝139.03円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づきルクセンブルグにおいて適式に設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、ポートフォリオの運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法（随時改正される。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「AIFMD」という。）ならびに改正済のオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律に基づき、トラストに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（随時改正される投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律第125 - 2条に規定された）投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、トラストおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締

役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ
管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

トラストに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、トラストの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2022年8月末日現在、6本の投資信託を管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

管理会社が管理および運営している投資信託は、以下のとおり、分類される。

（2022年8月末日現在）

分類		内訳
A 分類	通貨建別運用金額	米ドル建： 3,562,121,422米ドル
		ユーロ建： 2,159,702ユーロ
		日本円建： 1,608,288,253,316円
		豪ドル建： 15,376,290豪ドル
B 分類	投資信託の種類 （基本的性格）	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

（3）その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ルクセンブルグ ソシエテ アノニメから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2022年8月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝139.03円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2022年３月31日現在

（単位：ユーロ）

	注	2022年３月31日		2021年３月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- コンピューター機器	3	2,055	286	3,016	419
流動資産					
- 債権					
売掛金					
- １年以内に支払期限の到来するもの	4	862,364	119,894	846,347	117,668
その他の売掛金					
- １年以内に支払期限の到来するもの		48,582	6,754	29,010	4,033
- 預金および手許現金		9,513,016	1,322,595	9,186,535	1,277,204
前払金		17,252	2,399	32,315	4,493
資産合計		10,443,269	1,451,928	10,097,223	1,403,817
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	757,188	5,446,220	757,188
- 準備金					
法定準備金	6	490,714	68,224	408,317	56,768
その他の積立金 - 配当可能		940,615	130,774	910,564	126,596
その他の積立金 - 配当不能	7	1,242,812	172,788	1,007,312	140,047
		2,674,141	371,786	2,326,193	323,411
- 当期損益		1,674,115	232,752	1,647,949	229,114
		9,794,476	1,361,726	9,420,362	1,309,713
引当金					
- 納税引当金	8	381,902	53,096	503,491	70,000
- その他の引当金	9	159,385	22,159	92,037	12,796
		541,287	75,255	595,528	82,796
非劣後債務					
- 買掛金					
１年以内に支払期限の到来するもの		90,875	12,634	60,136	8,361
- その他の債務					
１年以内に支払期限の到来するもの	10	16,631	2,312	21,197	2,947
		107,506	14,947	81,333	11,308
資本金、準備金および負債合計		10,443,269	1,451,928	10,097,223	1,403,817

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

（２）損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2022年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注	2022年３月31日		2021年３月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上高	11.1	3,905,390	542,966	3,576,644	497,261
その他の営業収益	12.2	28,850	4,011	87,511	12,167
その他の外部費用	11.2	(230,018)	(31,979)	(221,699)	(30,823)
人件費		(1,262,428)	(175,515)	(1,034,815)	(143,870)
- 賃金および給与		(1,033,987)	(143,755)	(854,160)	(118,754)
- 社会保障費		(103,845)	(14,438)	(93,434)	(12,990)
- 年金関連		(38,937)	(5,413)	(38,449)	(5,346)
- その他の社会保障費		(64,908)	(9,024)	(54,985)	(7,645)
- 補足年金費用		(21,696)	(3,016)	(19,773)	(2,749)
- その他の社会的費用		(102,900)	(14,306)	(67,448)	(9,377)
その他の営業費用	12.1	197,093	27,402	165,280	22,979
その他の未収利息および類似収益	12.2	-	-	10,246	1,425
未払利息および類似費用		(19,048)	(2,648)	-	-
損益に係る税金		(551,538)	(76,680)	(604,658)	(84,066)
税引後損益		<u>1,647,115</u>	<u>228,998</u>	<u>1,647,949</u>	<u>229,114</u>
その他の税金		-	-	-	-
当期利益		<u>1,647,115</u>	<u>228,998</u>	<u>1,647,949</u>	<u>229,114</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2022年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」という。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2022年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（「Q M S」）、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクオンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整			
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	3,845	3,845	(829)	(1,791)	3,016	2,055

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- オフィスレイアウト 50%

注4．債権

2022年3月31日および2021年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

注5．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2021年または2020年の間に自社株を取得しなかった。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2021年度の利益に関しては、82,397ユーロが積立てられた（2020年度の利益に関しては、104,724ユーロ。）。

注 7 . 資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2021年 3 月31日現在残高	5,446,220	408,316	910,564	1,007,312	1,917,876	1,647,949
損益の繰入額	-	82,397	1,330,051	235,500	1,565,551	(1,647,949)
分配済み配当金	-	-	(1,300,000)	-	(1,300,000)	-
当期損益	-	-	-	-	-	1,674,115
2022年 3 月31日現在残高	5,446,220	490,714	940,615	1,242,812	2,183,427	1,674,115

	資本金	法定 準備金	積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2020年 3 月31日現在残高	5,446,220	303,592	909,514	758,600	1,668,114	2,094,486
損益の繰入額	-	104,724	1,741,050	248,712	1,989,762	(2,094,486)
分配済み配当金	-	-	(1,740,000)	-	(1,740,000)	-
当期損益	-	-	-	-	-	1,647,949
2021年 3 月31日現在残高	5,446,220	408,316	910,564	1,007,312	1,917,876	1,647,949

当社は、施行された税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、5年間は配当に利用することはできない。

注 8 . 法人所得税

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

注 9 . その他の引当金

	2022年 3 月31日	2021年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	159,385	92,037
	159,385	92,037

注10 . その他の債務

2022年 3 月31日および2021年 3 月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2022年 3 月31日	2021年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	16,631	21,197
	16,631	21,197

注11．純売上高およびその他の営業費用

11.1 純売上高

	2022年 3 月31日	2021年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	3,882,642	3,537,644
弁護士報酬	22,748	39,000
	<u>3,905,390</u>	<u>3,576,644</u>

2022年 3 月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）- エル・プラス・タンジェントから、四半期毎の純資産価額に対して0.03%の報酬を受領した。当該ファンドは2021年 8 月12日付で償還された。

当社は、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド、日興ワールド・トラスト - デンマーク、カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンドおよび日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンドから、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - K K R グローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703およびクオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、（ ）サブ・ファンドの当初発行価格に（ ）関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率 1 % 未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の 1 % である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間 1 % 以上および1.5%未満の場合、当社に対する報

酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン／ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

11.2 その他の外部費用

	2022年 3 月31日	2021年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の費用	230,018	221,699
	<u>230,018</u>	<u>221,699</u>

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注12．その他の営業費用およびその他の営業収益

12.1 その他の営業費用

	2022年 3 月31日	2021年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	197,093	165,280
	<u>197,093</u>	<u>165,280</u>

12.2 その他の営業収益

	2022年 3 月31日	2021年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	5,095	78,456
償却済み投資信託からの現金	17,231	3,519
その他	6,524	5,536
	<u>28,850</u>	<u>87,511</u>

注13．従業員および取締役

13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2022年 3 月31日	2021年 3 月31日
取締役	4	4

13.2 従業員

2022年 3 月31日および2021年 3 月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2022年 3 月31日	2021年 3 月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	2	2
従業員	3	3
	7	7

注14．後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2022
(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2022 EUR	March 31, 2021 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Computer equipment	3	2 055	3 016
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	862 364	846 347
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		48 582	29 010
- Cash at bank and in hand		9 513 016	9 186 535
Prepayments		<u>17 252</u>	<u>32 315</u>
Total assets		<u>10 443 269</u>	<u>10 097 223</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	490 714	408 317
other reserves – available		940 615	910 564
other reserves – non available	7	<u>1 242 812</u>	<u>1 007 312</u>
		2 674 141	2 326 193
- Profit or loss for the financial year		<u>1 674 115</u>	<u>1 647 949</u>
		9 794 476	9 420 362
Provisions			
- Provisions for taxation	8	381 902	503 491
- Other provisions	9	<u>159 385</u>	<u>92 037</u>
		541 287	595 528
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		90 875	60 136
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	<u>16 631</u>	<u>21 197</u>
		<u>107 506</u>	<u>81 333</u>
Total capital, reserves and liabilities		<u>10 443 269</u>	<u>10 097 223</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2022
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2022 EUR	March 31, 2021 EUR
Net turnover	11.1	3 905 390	3 576 644
Other operating income	12.2	28 850	87 511
Other external expenses	11.2	(230 018)	(221 699)
Staff costs		(1 262 428)	(1 034 815)
- Wages and salaries		(1 033 987)	(854 160)
- Social security costs		(103 845)	(93 434)
- <i>Relating to pension</i>		(38 937)	(38 449)
- <i>Other social security costs</i>		(64 908)	(54 985)
- Supplementary pension costs		(21 696)	(19 773)
- Other social costs		(102 900)	(67 448)
Other operating expenses	12.1	197 093	165 280
Other interest receivable and similar income	12.2	-	10 246
Interest payable and similar expenses		(19 048)	-
Tax on profit or loss		(551 538)	(604 658)
Profit or loss after taxation		<u>1 674 115</u>	<u>1 647 949</u>
Other taxes		-	-
Profit for the financial year		<u>1 674 115</u>	<u>1 647 949</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2022, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets - computer equipment	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
	3 845	3 845	(829)	(1 791)	3 016	2 055

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Computer and equipment 25%

Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2022 and March 31, 2021 represent management fees receivable.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year 2021 nor during the year 2020.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 82 397 was made in respect of the profit of 2021 (EUR 104 724 in respect of the profit of 2020).

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
			(1)	(2)	(1) + (2)	
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2021	5 446 220	408 316	910 564	1 007 312	1 917 876	1 647 949
Allocation of the result	-	82 397	1 330 051	235 500	1 565 551	(1 647 949)
Dividend distributed	-	-	(1 300 000)	-	(1 300 000)	-
Result for the financial year	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>1 674 115</u>
Balance at March 31, 2022	5 446 220	490 714	940 615	1 242 812	2 183 427	1 674 115

	Capital	Legal reserve	Reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2020	5 446 220	303 592	909 514	758 600	1 668 114	2 094 486
Allocation of the result	-	104 724	1 741 050	248 712	1 989 762	(2 094 486)
Dividend distributed	-	-	(1 740 000)	-	(1 740 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>1 647 949</u>
Balance at March 31, 2021	<u>5 446 220</u>	<u>408 316</u>	<u>910 564</u>	<u>1 007 312</u>	<u>1 917 876</u>	<u>1 647 949</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet.

Note 9 – Other provisions

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Provision for general expenses	159 385	92 037
	<u>159 385</u>	<u>92 037</u>

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2022 and March 31, 2021 are analysed as follows:

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Provision for preferential creditors (social security)	16 631	21 197
	<u>16 631</u>	<u>21 197</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)****Note 11 - Net turnover and other external expenses****11.1 - Net turnover**

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Management fees	3 882 642	3 537 644
Legal Commission	22 748	39 000
	<u>3 905 390</u>	<u>3 576 644</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2022 are as follows:

The Company received from Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, a fee of 0.03% of the net asset value per quarter. This fund has been terminated on 12th August 2021.

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund and Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703 and from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 202003, a fee at the rate of

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)**

0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

11.2 - Other external expenses

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Other expenses	<u>230 018</u>	<u>221 699</u>
	<u>230 018</u>	<u>221 699</u>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 12 - Other operating expenses and other operating income**12.1 - Other operating expenses**

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Other administrative expenses	197 093	165 280
	<u>197 093</u>	<u>165 280</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)****12.2 - Other operating income**

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	5 095	78 456
Cash from liquidated Investment funds	17 231	3 519
Other	<u>6 524</u>	<u>5 536</u>
	<u>28 850</u>	<u>87 511</u>

Note 13 - Staff and directors**13.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2022	March 31, 2021
Directors	4	4

13.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2022 and March 31, 2021 was as follows:

	March 31, 2022	March 31, 2021
Senior Management	2	2
Middle Management	2	2
Employees	<u>3</u>	<u>3</u>
	<u>7</u>	<u>7</u>

Note 14 – Subsequent events

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

(2) その他の訂正

(注) 下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

申込口数に応じ、申込金額に以下の表に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1 万口未満	3.85% (税抜3.50%)
1 万口以上 5 万口未満	1.65% (税抜1.50%)
5 万口以上10万口未満	0.825% (税抜0.75%)
10万口以上	0.55% (税抜0.50%)

(注 1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(注 2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

< 訂正後 >

申込口数に応じ、申込金額に以下の表に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1 万口未満 (注 1)	2022年10月28日まで：3.85% (税抜3.50%) 2022年10月29日以降：3.30% (税抜3.00%)
1 万口以上 5 万口未満	1.65% (税抜1.50%)
5 万口以上10万口未満	0.825% (税抜0.75%)
10万口以上	0.55% (税抜0.50%)

(注 1) 2022年10月29日以降の1 万口未満の申込みに適用される申込手数料率は、3.85% (税抜3.50%) から3.30% (税抜3.00%) に変更される。以下同じ。

(注 2) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(注 3) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(6) 申込単位

< 訂正前 >

1,000口以上 1 口単位。または管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合には、それに従うものとする。

< 訂正後 >

2022年10月28日までは1,000口以上 1 口単位、2022年10月29日以降は500口以上 1 口単位^(注)。または管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合には、それに従うものとする。

(注) 2022年10月29日以降の申込みに適用される最低申込口数は、1,000口から500口に変更される。以下同じ。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

<訂正前>

（前略）

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
-----	-------------	--------

（中略）

ウェイトストーン・アセット・マネジメント（IE）リミテッド （Waystone Asset Management (IE) Limited）	投資運用会社	設定日までに管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。投資運用業務を行う。
---	--------	--

（中略）

管理会社の概要

（中略）

（ ）会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、随時改正される投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

（ ）株式資本の額

管理会社の資本金は、2021年11月末日現在、5,446,220ユーロ（約6億9,935万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,568円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2021年11月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 128.41円）による。以下別段の記載がない限り同じ。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
-----	-------------	--------

（中略）

ウェイトストーン・アセット・マネジメント（IE）リミテッド （Waystone Asset Management (IE) Limited）	投資運用会社	2022年3月25日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。投資運用業務を行う。
---	--------	--

（中略）

管理会社の概要

（中略）

（ ）会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、随時改正される投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

（ ）資本金の額

管理会社の資本金は、2022年8月末日現在、5,446,220ユーロ（約7億5,719万円）で、全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,781円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2022年8月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝139.03円）による。

（後略）

（5）開示制度の概要

<訂正前>

ケイマン諸島における開示

（ ）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

（中略）

トラストおよびファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ（ケイマン諸島）である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

（中略）

（ ）受益者に対する開示

ファンドの計算期間は、毎年1月の最終暦日（以下「決算日」という。）に終了する。1月の最終暦日が営業日でなかった場合、監査済財務書類を準備する際には1月の最終の純資産価額が用いられる。ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成された監査済財務書類を含むファンドの年次報告書の写しは、かかる決算日後6か月以内に送付される。未監査の半期報告書も、関連する期間の終了後3か月以内に作成され受益者に送付される。7月の最終暦日がファンド営業日でなかった場合、未監査の半期報告書を準備する際には7月の最終の純資産価額が用いられる。最初の報告書は、2022年7月31日付で作成される半期報告書である予定である。

（後略）

<訂正後>

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにC I M Aに提出しなければならない。募集が継続している場合で、C I M Aに提出された募集書類の情報を重大な変更があった場合には、変更後の募集書類を、当該変更から21日以内にC I M Aに提出する義務がある。C I M Aは、英文目論見書の内容や形式を指示しないものの、時宜を得て募集書類の内容について規則または方針を発表する。

(中略)

トラストおよびファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピーである。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

(中略)

() 受益者に対する開示

ファンドの計算期間は、毎年1月の最終暦日（以下「決算日」という。）に終了する。1月の最終暦日が営業日でなかった場合、監査済財務書類を準備する際には1月の最終の純資産価額が用いられる。ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成された監査済財務書類を含むファンドの年次報告書の写しは、かかる決算日後6か月以内に送付される。未監査の半期報告書も、関連する期間の終了後3か月以内に作成され受益者に送付される。7月の最終暦日がファンド営業日でなかった場合、未監査の半期報告書を準備する際には7月の最終の純資産価額が用いられる。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

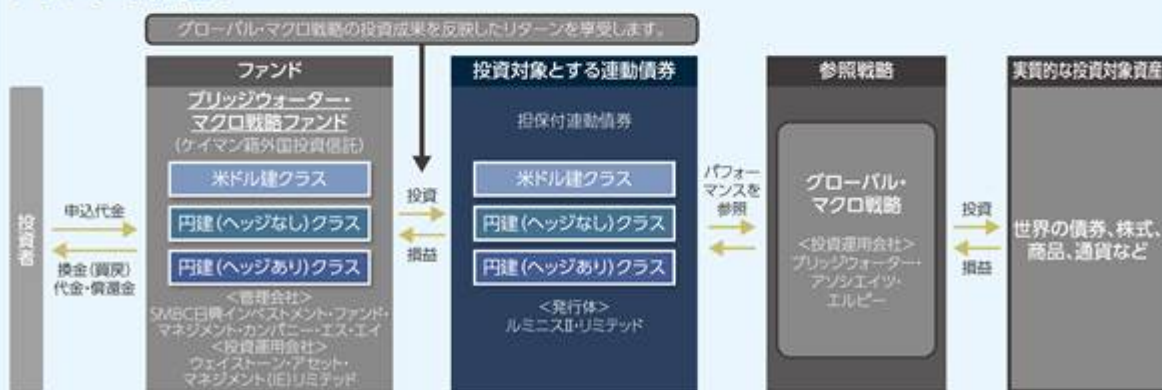
(前略)

■ファンドの特色

- 1 世界の債券、株式、商品、通貨等の幅広い資産・地域に分散投資するリスク・パリティ戦略と、多数の低相関の資産をフレキシブルにロングショートする戦略により、投資機会を捉え、信託財産の成長を目指します。
 - 実際の運用は、投資先債券発行会社により発行された、パフォーマンス・リンク債を通じて行います。
 - 投資先債券は、ブリッジウォーター・アソシエーツ・エルピー（以下「ブリッジウォーター」といいます。）の運用戦略をもとに計算される指数値に連動します。
- 2 世界有数のヘッジ・ファンド会社であるブリッジウォーターが、2つの旗艦戦略を活用した「グローバル・マクロ戦略」を運用します。
 - 「グローバル・マクロ戦略」は、「オール・ウェザー」戦略と「ピュア・アルファ」戦略を活用することで、投資効率を高めることを目指します。
 - 「オール・ウェザー」戦略は、経済状況に対して異なるバイアスを持つ異なる資産クラス（通貨、固定利付債、インフレ連動債、株式および商品を含みます。）ヘリスク・パリティを行うことで、いかなる局面でも安定したリターンを獲得を目指します。
 - 「ピュア・アルファ」戦略は、通貨市場、クレジット市場、クレジット市場スプレッド、エマージング市場、株式市場、および商品市場などを含む数多くの投資分野において、ロング、ショートまたはスプレッドのポジションをフレキシブルに設定し、刻々と発生する投資機会を捉え、安定的に効率良くリターンの積み上げを目指します。
- 3 「米ドル建クラス」、「円建（ヘッジなし）クラス」、「円建（ヘッジあり）クラス」からお選びいただけます。
 - 「円建（ヘッジなし）クラス」は、為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。円高時には為替差損が、円安時には為替差益が生じる可能性があります。
 - 「円建（ヘッジあり）クラス」については、原則として米ドル売り円買いの為替ヘッジ^(注)を行い、対円での為替変動リスクを低減します。

(注) 為替ヘッジは、ファンドのレベルではなく、円建（ヘッジあり）クラスが連動する指数値のレベルで行われます。

ファンドの仕組み



※投資対象とする連動債券の価格および最終償還額は、ブリッジウォーター・アソシエーツ・エルピーが運用を行う「グローバル・マクロ戦略」のファンドのパフォーマンスを基にゴールドマン・サックス・インターナショナルによって計算される指数に連動します。指数によるリターン（損益）は、同戦略に関する費用等を控除したものととなります。投資対象の連動債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

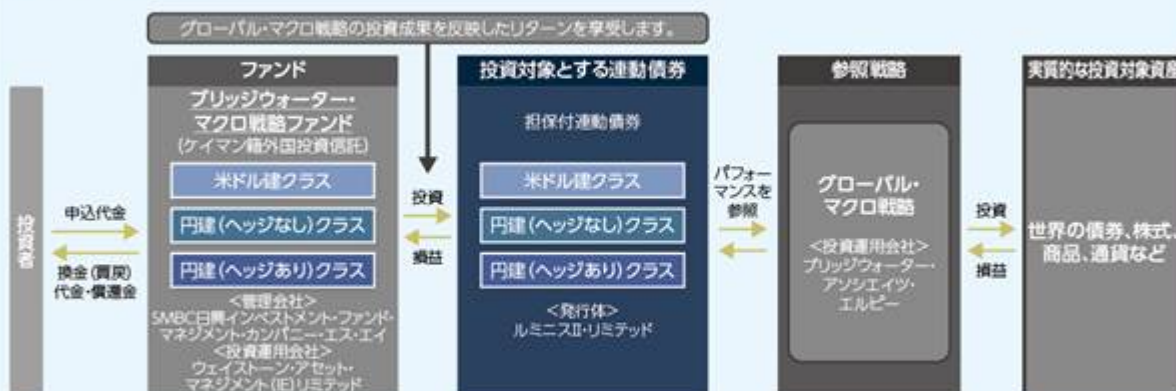
(前略)

■ファンドの特色

- 世界の債券、株式、商品、通貨等の幅広い資産・地域に分散投資するリスク・パリティ戦略と、多数の低相関の資産をフレキシブルにロングショートする戦略により、投資機会を捉え、信託財産の成長を目指します。
 - 実際の運用は、投資先債券発行会社により発行された、パフォーマンス・リンク債を通じて行います。
 - 投資先債券は、ブリッジウォーター・アソシエーツ・エルピー（以下「ブリッジウォーター」といいます。）の運用戦略をもとに計算される指数値に連動します。
- 世界有数のヘッジ・ファンド会社であるブリッジウォーターが、2つの旗艦戦略を活用した「グローバル・マクロ戦略」を運用します。
 - 「グローバル・マクロ戦略」は、「オール・ウェザー」戦略と「ピュア・アルファ」戦略を活用することで、投資効率を高めることを目指します。
 - 「オール・ウェザー」戦略は、経済状況に対して異なるバイアスを持つ異なる資産クラス（通貨、固定利付債、インフレ連動債、株式および商品を含みます。）ヘリスク・パリティを行うことで、いかなる局面でも安定したリターンの獲得を目指します。
 - 「ピュア・アルファ」戦略は、通貨市場、クレジット市場、クレジット市場スプレッド、エマージング市場、株式市場、および商品市場などを含む数多くの投資分野において、ロング、ショートまたはスプレッドのポジションをフレキシブルに設定し、刻々と発生する投資機会を捉え、安定的に効率良くリターンの積み上げを目指します。
- 「米ドル建クラス」、「円建（ヘッジなし）クラス」、「円建（ヘッジあり）クラス」からお選びいただけます。
 - 「円建（ヘッジなし）クラス」は、為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。円高時には為替差損が、円安時には為替差益が生じる可能性があります。
 - 「円建（ヘッジあり）クラス」については、原則として米ドル売り円買いの為替ヘッジ^(注)を行い、対円での為替変動リスクを低減します。

(注) 為替ヘッジは、ファンドのレベルではなく、円建（ヘッジあり）クラスが連動する指数値のレベルで行われます。

ファンドの仕組み



※投資対象とする連動債券の価格および最終償還額は、ブリッジウォーター・アソシエーツ・エルピーが運用を行う「グローバル・マクロ戦略」のファンドのパフォーマンスを基にゴールドマン・サックス・インターナショナルによって計算される指数に連動します。参照戦略はMAファンドです。指数によるリターン(損益)は、同戦略に関する費用等を控除したものととなります。投資対象の連動債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 投資リスク

<訂正前>

(1) リスク要因

(中略)

ファンドに関するリスク

(中略)

運用実績の不存在

ファンドは、新規に設定されたものであり、投資者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤とすることのできる運用実績を有していない。

(中略)

MAファンドに関するリスク

(中略)

事業リスク

MAファンドが投資目的を達成する保証はなく、運用成績は、時間の経過とともに大幅に異なる可能性がある。MAファンドには運用歴がない。MAファンドの運用成績は、参照ファンド投資運用会社がトレーディング・ファンドに関して投資プログラムを適用することにより利益を生み出すことができるかに左右される。MAファンドは、MAファンドおよびその投資家に重大な悪影響を及ぼす可能性がある数多くの事業上および運営上の要因による悪影響を受ける可能性がある。

(中略)

参照プログラムのその他の合同運用勘定のパフォーマンス

MAファンドの実際のパフォーマンスは、いくつかの理由（投資額、最低発注規模に関する要件の充足、顧客の課した投資制限、投資のタイミングならびに参照ファンドおよび相対取引戦略に関連する引出し、報酬および費用の違いを含むが、これらに限られない。）により、参照プログラムのその他の合同運用勘定の合成パフォーマンスとは著しく異なることがある。

新たに設定されたエンティティで、運用歴を有しないこと

MAファンドは新たに設定されており、運用歴はない。

潜在的な投資損失

(中略)

運用実績の欠如：関係ファンドの過去のパフォーマンス

MAファンドは、投資予定者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤とする運用実績を有していない。連動先プログラムまたは参照ファンド投資運用会社が運用するその他の勘定の過去の投資パフォーマンスは、MAファンドが示す将来の成果を示唆するものと解釈するべきではない。さらに、MAファンドの過去のパフォーマンスは、将来のリターンを保証するものではない。

(中略)

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

ファンドは2022年3月28日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日(2022年2月15日)現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

2016年12月から2021年11月の5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2016年12月～2021年11月



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・酒田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株……………TOPIX(配当込み)
 - 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国株……………S&P 新興国総合指数
 - 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤用から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

< 訂正後 >

(1) リスク要因

(中略)

ファンドに関するリスク

(中略)

運用実績

投資運用会社またはファンドの過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

(中略)

MAファンドに関するリスク

（中略）

事業リスク

MAファンドが投資目的を達成する保証はなく、運用成績は、時間の経過とともに大幅に異なる可能性がある。MAファンドの運用成績は、参照ファンド投資運用会社がトレーディング・ファンドに関して投資プログラムを適用することにより利益を生み出すことができるかに左右される。MAファンドは、MAファンドおよびその投資家に重大な悪影響を及ぼす可能性がある数多くの事業上および運営上の要因による悪影響を受ける可能性がある。

（中略）

参照プログラムのその他の合同運用勘定のパフォーマンス

MAファンドの実際のパフォーマンスは、いくつかの理由（投資額、最低発注規模に関する要件の充足、顧客の課した投資制限、投資のタイミングならびに参照ファンドおよび相対取引戦略に関連する引出し、報酬および費用の違いを含むが、これらに限られない。）により、参照プログラムのその他の合同運用勘定の合成パフォーマンスとは著しく異なることがある。

潜在的な投資損失

（中略）

関係ファンドの過去のパフォーマンス

連動先プログラムまたは参照ファンド投資運用会社が運用するその他の勘定の過去の投資パフォーマンスは、MAファンドが示す将来の成果を示唆するものと解釈するべきではない。さらに、MAファンドの過去のパフォーマンスは、将来のリターンを保証するものではない。

（中略）

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

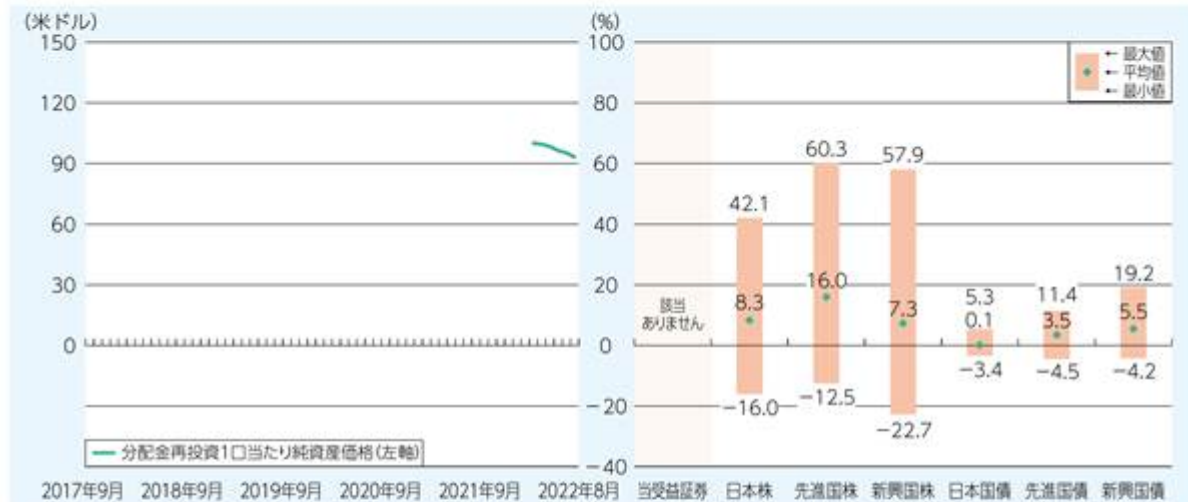
2017年9月～2022年8月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。(ただし、ファンドは2022年3月28日から運用を開始したため、年間騰落率および2022年3月27日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。)

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。(ただし、ファンドは2022年3月28日から運用を開始したため、年間騰落率は算出されません。)

<米ドル建クラス受益証券>

(2017年9月～2022年8月)



<円建(ヘッジなし)クラス受益証券>

(2017年9月～2022年8月)



<円建(ヘッジあり)クラス受益証券>

(2017年9月～2022年8月)



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。ただし、各受益証券については分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株……………TOPIX(配当込み)
 - 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国株……………S&P新興国総合指数
 - 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<訂正前>

海外における申込手数料

申込総額に対し上限3.50%(税抜)の販売会社に支払われる申込手数料が課される。

日本国内における申込手数料

申込口数に応じ、申込金額に以下の表に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1 万口未満	3.85%（税抜3.50%）
1 万口以上 5 万口未満	1.65%（税抜1.50%）
5 万口以上10万口未満	0.825%（税抜0.75%）
10万口以上	0.55%（税抜0.50%）

（後略）

< 訂正後 >

海外における申込手数料

申込総額に対し上限3.50%（税抜）（ただし、2022年10月29日以降は3.00%（税抜））の販売会社に支払われる申込手数料が課される。

日本国内における申込手数料

申込口数に応じ、申込金額に以下の表に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1 万口未満	2022年10月28日まで：3.85%（税抜3.50%）
	2022年10月29日以降：3.30%（税抜3.00%）
1 万口以上 5 万口未満	1.65%（税抜1.50%）
5 万口以上10万口未満	0.825%（税抜0.75%）
10万口以上	0.55%（税抜0.50%）

（後略）

（４）その他の手数料等

< 訂正前 >

設立費用

ファンドの設立および受益証券の当初募集に関連する経費および費用（投資運用会社に支払われる設立報酬を含む。）は、179,000米ドル相当額となる予定である。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を用いることを決定しない限り、ファンドの当初５会計年度以内に償却される。

（中略）

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

ご購入(お申込)手数料	申込口数	申込手数料
	1万口未満	3.85%(税抜3.50%)
	1万口以上5万口未満	1.65%(税抜1.50%)
	5万口以上10万口未満	0.825%(税抜0.75%)
	10万口以上	0.55%(税抜0.50%)

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができます。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

(注3) 上記申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価です。

ご換金(買戻)手数料	買戻手数料は課されません。
------------	---------------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドに係る報酬・費用等

ファンドの純資産価額に対して、年率0.80%(ただし、管理事務代行報酬と保管報酬の最低報酬額として合計年間15,500ユーロおよび投資運用報酬の最低報酬額として年間55,000米ドル(1年目については年間30,000米ドル)がかかります。)および下記の受託報酬の合計額、ならびにその他の費用・手数料がファンドの資産より控除されます。

(内訳)

手数料等	報酬料率	対価とする役務の内容	支払時期
管理報酬	純資産価額の年率0.03%	ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務	各評価日に発生し かつ計算され、毎月 後払いされます。
管理事務代行報酬	純資産価額の年率0.06% (最低で年間12,500ユーロ)	ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務	
保管報酬	純資産価額の年率0.04% (最低で年間3,000ユーロ)	ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務	
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.10%	目論見書、運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務	
販売報酬	純資産価額の年率0.40%	受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務	
サービス支援報酬	純資産価額の年率0.12%	日本におけるサービス支援業務	
投資運用報酬	純資産価額の年率0.05% (最低で年間55,000米ドル (1年目については最低で 年間30,000米ドル))	ファンドに対する投資運用業務	四半期ごとに後払い されます。
受託報酬	純資産価額の年率0.01% (最低で年間15,000米ドル、 最高で年間30,000米ドル)	ファンドに対する受託業務	
その他の費用・手数料	設立費用、仲介手数料、その他の運営費用(監査人および法律顧問の報酬、保管料、適用法令に基づいて作成する報告書または書類を作成し、配布する費用等)がファンドにより支払われます。これらは運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことはできません。		

投資先債券のパフォーマンスに影響し、間接的にファンドの純資産価額に影響を与える費用

指数値は、MAファンドのパフォーマンスに連動する部分(以下「MAファンド連動部分」といいます。)からポジション構築や維持に関わる費用を減じることにより計算されます。また指数値はその算出に関わる費用が控除され、算出されます。MAファンド連動部分の水準を算出する際の要素であるMAファンドの基準価額は、MAファンドの運営にかかる費用を控除して計算されます。これらの費用等につきましては、請求目論見書をご参照ください。

※上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<訂正後>

設立費用

ファンドの設立および受益証券の当初募集に関連する経費および費用（投資運用会社に支払われる設立報酬を含む。）は、約179,000米ドル相当額である。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を用いることを決定しない限り、ファンドの当初5会計年度以内に償却される。

（中略）

■ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
ファンドに係る報酬・費用等 ファンドの純資産価額に対して、 <u>年率0.80%（ただし、管理事務代行報酬と保管報酬の最低報酬額として合計年間15,500ユーロおよび投資運用報酬の最低報酬額として年間55,000米ドル（1年目については年間30,000米ドル）がかかります。）</u> および下記の受託報酬の合計額、ならびにその他の費用・手数料がファンドの資産より控除されます。			
(内訳)			
手数料等	報酬料率	対価とする役務の内容	支払時期
管理報酬	純資産価額の年率0.03%	ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務	各評価日に発生し かつ計算され、毎月 後払いされます。
管理事務代行報酬	純資産価額の年率0.06% (最低で年間12,500ユーロ)	ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務	
保管報酬	純資産価額の年率0.04% (最低で年間3,000ユーロ)	ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務	
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.10%	目論見書、運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務	
販売報酬	純資産価額の年率0.40%	受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務	
サービス支援報酬	純資産価額の年率0.12%	日本におけるサービス支援業務	
投資運用報酬	純資産価額の年率0.05% (最低で年間55,000米ドル (1年目については最低で 年間30,000米ドル))	ファンドに対する投資運用業務	四半期ごとに後払い されます。
受託報酬	純資産価額の年率0.01% (最低で年間15,000米ドル、 最高で年間30,000米ドル)	ファンドに対する受託業務	
その他の費用・手数料	設立費用、仲介手数料、その他の運営費用(監査人および法律顧問の報酬、保管料、適用法令に基づいて作成する報告書または書類を作成し、配布する費用等)がファンドにより支払われます。これらは運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことはできません。		

投資先債券のパフォーマンスに影響し、間接的にファンドの純資産価額に影響を与える費用

指数値は、MAファンドのパフォーマンスに連動する部分(以下「MAファンド連動部分」といいます。)からポジション構築や維持に関わる費用を減じることにより計算されます。また指数値はその算出に関わる費用が控除され、算出されます。MAファンド連動部分の水準を算出する際の要素であるMAファンドの基準価額は、MAファンドの運営にかかる費用を控除して計算されます。これらの費用等につきましては、請求目論見書をご参照ください。

※上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

日本

2022年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本

2022年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（1）海外における販売

（中略）

募集

（中略）

継続募集

（中略）

申込総額の3.50%（税抜）を上限とする販売会社に支払われる申込手数料およびそれに課される適用ある税金が加算されることがある。

（中略）

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止規則

（中略）

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、トラストに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに費用およびリスクにつき購入申込者負担で送金元の口座に返金される。

（中略）

制裁

ファンドの受益証券は日本における販売会社および／または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、日本における販売会社および／または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込人および受益者（および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授權された者（以下、本項において「関係者」という。）（もしあれば））が（ ）米国財務省海外資産管理局（以下「OFAC」という。）によって維持されている、またはEUおよび／または英国の規則（後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため）に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名（名称）が掲載されていないこと、（ ）国際連合、OFAC、EUおよび／または英国によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または（ ）国際連合、OFAC、EUまたは英国によって課せられた制裁（英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。）の対象（以下「制裁対象」と総称する。）でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込人または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込人に通知することなく、申込人が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込人との追加の取引および／または申込人のファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある（以下「制裁対象者事象」という。）。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および／または損失（直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。）に対する責任を一切負わないものとする。

（中略）

（2）日本における販売

（中略）

申込人1人当たりの最低申込口数は、1,000口以上1口単位または管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとする。

受益証券の取得申込みにあたって、申込金額に3.85%（税抜3.50%）を上限として日本における販売会社が別に定める手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。詳しくは日本における販売会社に問い合わせのこと。

（後略）

<訂正後>

（１）海外における販売

（中略）

募集

（中略）

継続募集

（中略）

申込総額の3.50%（税抜）（ただし、2022年10月29日以降は3.00%（税抜））を上限とする販売会社に支払われる申込手数料およびそれに課される適用ある税金が加算されることがある。

（中略）

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止規則

（中略）

購入申込者または譲受人（適用ある場合）が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、トラストに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに費用およびリスクにつき購入申込者負担で送金元の口座に返金される。

（中略）

制裁

ファンドの受益証券は日本における販売会社および／または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、日本における販売会社および／または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込人および受益者（および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授權された者（以下、本項において「関係者」という。）（もしあれば））が（ ）米国財務省海外資産管理局（以下「OFAC」という。）によって維持されている、またはEUおよび／または英国の規則（後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため）および／またはケイマン諸島の法令に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名（名称）が掲載されていないこと、（ ）国際連合、OFAC、EU、英国および／またはケイマン諸島によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または（ ）国際連合、OFAC、EU、英国またはケイマン諸島によって課せられた制裁（英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。）の対象（以下「制裁対象」と総称する。）でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込人または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込人に通知することなく、申込人または当該関係者（適用ある場合）が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込人との追加の取引および／または申込人のファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある（以下「制裁対象者事象」という。）。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者お

よび副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および／または損失（直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。）に対する責任を一切負わないものとする。

（中略）

（２）日本における販売

（中略）

申込人１人当たりの最低申込口数は、1,000口以上１口単位（ただし、2022年10月29日以降は500口以上１口単位）または管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとする。

受益証券の取得申込みにあたって、申込金額に3.85％（税抜3.50％）（ただし、2022年10月29日以降は3.30％（税抜3.00％））を上限として日本における販売会社が別に定める手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。詳しくは日本における販売会社に問い合わせのこと。

（後略）

２ 買戻し手続等

<訂正前>

（１）海外における買戻し

買戻しの手続

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。

（後略）

<訂正後>

（１）海外における買戻し

買戻しの手続

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該受益証券の当該買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により関連する計算日に計算され、公表されるものとする。

（後略）

第３ ファンドの経理状況

１ 財務諸表

<訂正前>

本書の日付現在、ファンドの財務書類はまだ作成されていない。トラストおよびファンドの会計監査は、デロイト・アンド・トゥシュ（ケイマン諸島）が行う。

（後略）

<訂正後>

ファンドの第１期の監査済財務書類は、2023年１月31日に終了する期間について作成される。ファンドの会計監査は、デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピーが行う。

（後略）

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2022年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2022年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または

内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。

- ・ 当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2022年6月10日

ケーピーエムジー ルクセンブルグ
ソシエテ アノニメ
公認の監査法人

ビクター・チャン・イン
パートナー

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholder of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, Rue Hildegard Von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2022, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2022, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession ("Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the réviseur d'entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, 10 June, 2022

KPMG Luxembourg
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

V. Chan Yin
Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。